

訪問介護ステーション はなみずき

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分県指定 第4470105661号)

当事業所は、ご利用者様に対して指定訪問介護／指定介護予防訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）を提供いたします。サービスの提供にあたって、ご利用者様に対して当事業所の概要や利用にあたって、ご留意をいただきたい重要事項について、次のとおり説明いたします。

1. 事業者

○法人名 有限会社 アテネ
○所在地 大分県大分市鴛野1183番地の1
○電話番号 097-529-8232
○FAX 097-529-8233
○代表者氏名 代表取締役 足立 和敬

2. 事業所の概要

○事業所の種類 指定（予防）訪問介護事業所
○施設の目的 要介護又は要支援状態にある高齢者が、その有する能力を可能な限り維持しながら日常生活を営むために、必要な訪問介護サービスを提供することを目的とする。
○施設の名称 訪問介護ステーション はなみずき
(平成20年12月1日開設)
○所在地 大分県大分市大字竹中2730番地の1
○TEL 097-594-2350
○FAX 097-594-2350
○事業所管理者 後藤 敬三
○運営方針 利用の方々の要介護・要支援等の心身の特性をふまえつつ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助をはじめ、身体介護、生活援助その他生活全般にわたる援助を行う。

○ 事業所が運営している他のサービス事業

- ・ 「有料老人ホーム（住宅型）」 大分県届出済
- ・ 「障害福祉サービス」 平成21年3月30日指定 大分県 第441010564
- ・ 「グループホームはなみづき」 平成23年3月1日指定 大分県 第4490100288
- ・ 「小規模多機能」 平成23年3月1日指定 大分県 第4490100296
- ・ 「グループホームきんもくせい」 平成26年3月31日指定 大分県 第4490100502

3. 事業実施地域・営業時間

○実施地域 大分市

○受付時間 月～土曜日 8:30～17:30（祝日除く）

○サービス提供時間 月～土・日・祝日 24時間対応

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して、指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》・職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	計	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	
2. サービス提供責任者	1		1	1名	
3. 訪問介護員		21	21		
(1)介護福祉士	1	3	4		
(2)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者		4	4		
(3)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者		13	13		
(4)介護基礎研修		1	1		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭（居室）に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○ 入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○ 排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○ 食事介助

…食事の介助を行います。

○ 体位変換

…体位の変換を行います。

○ 通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

○ 洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○ 掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○ 買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＜サービス利用料金＞ ※令和6年4月 介護保険法改正に伴い変更

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円に+@820円
	2. サービス利用に係る 自己負担額	163円	244円	387円	567円+30分毎82円

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上		
	1. 利用料金	1,790円	2,200円		
	2. サービス利用に係る 自己負担額	179円	220円		

○介護保険利用に係る所定の加算

緊急時訪問介護加算	100単位/回
初回加算	200単位/月
認知症専門ケア加算	3単位/日
介護処遇改善加算（I）	所定単位数に24.5%を乗じた単位

※上記加算は取得ランクが変位されれば、その定められた加算率に変更となります。

- ☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ☆ 平常の時間帯(8:00時から18:00時未満)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・早朝（6:00時から8:00時未満まで）：25%
 - ・夜間（18:00時から22:00時未満まで）：25%
 - ・深夜（22:00時から6:00時未満まで）：50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆ 平常の時間帯（8:00時から18:00時未満）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・早朝（6:00時から8:00時未満まで）：25%
- ・夜間（18:00時から22:00時未満まで）：25%
- ・深夜（22:00時から6:00時未満まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費1km当たり30円の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

●下記指定口座への自動引き落とし・振り込み

大分銀行 戸次支店 普通 16207

（銀行の自動引き落とし用紙による手続きが必要です。）

●事業所へ直接持参する。

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

-

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の20% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することができます。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受付ています。

○苦情受付窓口（担当者）

訪問介護ステーション はなみずき 苦情受付

【職名】 サービス提供責任者 三浦 奈美

電話番号 097-594-2350

○受付時間 毎週月～金曜日

9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大分市 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2-31 電話番号 097-534-6111 FAX 097-534-6706 受付時間 平日8:30～17:15
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号 097-558-0300 FAX 097-558-1635 受付時間 平日8:30～17:15
大分県国民健康保険 団体連合会	所在地 大分市大手町2-3-12 電話番号 097-534-8470 FAX 097-537-8650 受付時間 平日8:30～17:15

8. 緊急時の対応

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医： 氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号（勤務先及び携帯）

家族等連絡先： 氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

対応可能時間： 24時間対応可能な体制を確保しております。

緊急時連絡先	間 柄	電話番号	その他

- ② サービス提供により、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ③ 事故が生じた際には、事故についての記録を行い、その原因を解明し、再発防止策を講じます。

8. 人権擁護・虐待防止・ハラスメント防止に関する事項について

事業者は、利用者等の人権擁護及び虐待防止及びハラスメント防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 人権擁護及び虐待防止及びハラスメント防止に関する責任者を選定しています。
人権擁護及び虐待防止及びハラスメント防止に関する責任者
代表者 足立和敬
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地 大分県大分市大字竹中2730番地の1

名 称 訪問介護ステーション はなみずき

説明者職名

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者住所

_____ 氏名 _____ 印

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

契約者との関係 _____

署名代行理由 _____

署名代行者住所 _____

氏名 _____ 印